

議会運営委員会

日 時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 定例会最終日 (6月20日) について

(1) 会議日程

午前10時 ~ 各常任委員会 ~ 議会運営委員会 (幹事会)
~ 会派会議 ~ **本会議**

(2) 議事日程

諸報告 (予算執行についての計算書の報告、監査結果報告)

第1 報告第1号及び第1号議案から第14号議案まで (委員長報告 ~ 表決)

第2 請願について (質疑、討論、表決)

第3 第15号議案 (提案理由説明、表決)

第4 意見書案について (質疑、討論、表決)

第5 農業委員会委員の推薦について

第6 特別委員会の設置について

議事終了後、全国市議会議長会表彰伝達

(3) 討論通告について

通告期限 6月19日(木)午後4時まで

2 人事議案について

3 意見書案について

1件【別紙 1】

発議者 環境厚生常任委員長

4 決算特別委員会分科会について

分科会審査 4 日間

○事務事業評価実施

閉会中の調査

- ・事務事業評価対象事業の選定（各分科会 3 項目程度）
- ・所管分調査（現地視察等）

5 定数、報酬について参考人招致

7月29日（火）午前10時～

参考人 桜井俊則氏、坂本信雄氏、原田禎夫氏、
井本伸廣氏、宮本清和氏、井上貞夫氏

6 議会基本条例の見直しについて

見直し項目 別紙 2

検討日程 月 日（ ）

7 政策研究会について

政策研究会結成、活動の承認

〔テーマ〕 児童虐待及びいじめ防止基本条例について

〔構成員〕 木曾議員、吉田議員、山本議員、中村議員

〔研究期間〕 H26.9.30まで

8 9月定例会日程について

別紙 3

9 その他

会議日程

6月27日（金）午前10時～ 全員協議会（定数、報酬）

7月18日（金）午前10時～ 産業建設常任委員会

7月22日（火）午前10時～ 環境厚生常任委員会

亀岡市議会基本条例：見直し項目抽出表

現行規定	見直しの 必要性	見直すべき理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>		
<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。</p> <p>2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。</p>		<p>議会は議事機関であることから、「市の意思決定を行う議事機関」とし、議会の審議機能を強調すべきでは。</p>
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(4) 市政への市民参加を推進すること。</p> <p>(5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。</p>		<p>第5号中「市長等及び議員が対論する場となるよう努めること」について、もう少しわかりやすくしたほうがよい。(公明党) 市長等と対論するだけでなく、「議論を通じてより良い施策の実現につながるよう努めるべきこと」を規定してはどうか。</p>
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>		

<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>		<p>会派の役割・機能を明記すべき。(議員活動の支援・政策立案等の調査研究・会派間の調整により円滑な議会運営を図る等)</p>
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、会議を原則公開とする。</p> <p>2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、<u>これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</u></p>		<p>第4項中「設けるよう努めるものとする。」について、趣旨説明は希望者のみとしていることから、運用に即した見直しを検討すべき。</p> <p>市民の多様な意見を的確に把握するために意見交換の場を設けることを規定すべき。</p> <p>(第7条の議会報告会の見直しと合わせて)</p>
<p>(議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、<u>市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。</u></p>		<p>わがまちトークの開催やテーマ別の意見交換会の開催など、議会報告会としての範囲を超えた多様な場について根拠づけられるよう、本条文を見直すべきである。(緑風会)</p> <p>「議会報告会及び市民との意見交換」として、広報広聴の取り組みに即した見直しが必要。</p>
<p>(議員と市長等の関係)</p> <p>第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p> <p>(1) <u>議員は、本会議における一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。</u></p> <p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(平23条例12・一部改正)</p>		<p>一般質問の定義は会議規則で定めている。また、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするために、一般質問を行うのか、質問形式を定めているのかわかりにくく、一般質問の質問形式は会議規則で定めるべき。</p> <p>一答方式を明示する意図であるなら、質問又は質疑の論点を明確にする目的で一問一答ができることを規定すべき。</p> <p>(案)</p> <p>(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>(2) 議員は、質問又は質疑を行うにあたっては一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(3) ...</p>

<p>(議会審議における論点の明確化)</p> <p>第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯</p> <p>(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 市民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 政策等の実施に係る財源措置</p> <p>(6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>		<p>条文に沿った審議をめざすべき。(緑風会)</p>
<p>(政策執行に対する議会の評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>		
<p>(閉会中の文書による質問)</p> <p>第10条の2 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。(平24条例29・追加)</p>		
<p>(地方自治法第96条第2項の議決事項)</p> <p>第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。</p>		
<p>(調査機関の設置)</p> <p>第12条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。</p> <p>3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>		

<p>(定例会の回数及び会期)</p> <p>第13条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。</p> <p>2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。</p>		<p>条文に合った定例会のあり方について十分な議論が必要。(緑風会)</p> <p>通年議会に改正する場合は、条例を改正。(公明党)</p>
<p>(議員間の自由討議)</p> <p>第14条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。</p> <p>2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</p> <p>3 議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>		<p>自由討議ができる土壌づくりが必要。(緑風会)</p> <p>会議規則上、議案等の審査順序の規定に自由討議は組み込まれていないことから、会議規則の改正が必要。</p>
<p>(委員会の活動)</p> <p>第15条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。</p> <p>2 委員会は、<u>市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場</u>を設けることができる。</p>		<p>「市民からの要請に応じて審査の経過等を説明する場」と限定しているため、それ以外の委員会の調査・広聴活動を行う場合、その根拠があいまいとなっている。</p> <p>第7条(議会報告会)の改正と合わせて検討すべき。</p>
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第16条 議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。</p> <p>2 議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。</p>		<p>「多様な媒体」について、SNS等、具体的に明記してはどうか。(清流会)</p>
<p>(議員研修の充実)</p> <p>第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>		
<p>(議会事務局)</p> <p>第18条 <u>議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織</u>として、議会事務局の<u>調査・法務機能</u>の充実強化を図るよう努めるものとする。</p>		<p>議会活動を円滑かつ効率的に行うとともに、議会の政策形成・立案機能の向上を図るため、議会は、議会事務局の機能強化・組織体制の整備に努めるものとしてはどうか。</p>

<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第19条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。</p>		
<p>(議員定数)</p> <p>第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数は、別に条例で定める。</p>		
<p>(議員報酬)</p> <p>第21条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。</p> <p>2 議員報酬は、別に条例で定める。</p>		
<p>(政務活動費)</p> <p>第22条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。</p> <p>2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。</p> <p>3 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。</p>		
<p>(最高規範性)</p> <p>第23条 この条例は、議会における最高規範である。</p>		

<p>(見直し手続)</p> <p>第24条 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに</u>、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを<u>検討</u>するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による<u>検討</u>の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。</p>		<p>「任期開始後できるだけ速やかに」を「任期中」に行うように見直すべき。(緑風会)</p> <p>「任期開始後できるだけ速やかに」を現在に即して見直すべき。(清流会)</p> <p>任期開始後速やかに基本条例の目的達成の有無を検討することには無理があり、当然改正すべき。任期の中間年及び最終年の9月定例会に改正案が提案できるように。(市民クラブ)</p> <p>「任期開始後速やかに」の次に「勉強会を持ち」を加え、「この条例の目的が達成されているかどうかを」の次に「全員協議会で」を加える。(公明党)</p> <p>まずは制度的な見直し手続きとして規定する必要性があるのかを確認すべき。</p> <p>「見直し手続き」を「条例の検証及び見直し」とし、条例の目的が達成されているかどうかを「検証」して、必要があれば条例改正を「検討」するものとしてはどうか。</p> <p>また、第3項の改正理由説明の規定は不要とすべきか検討要。</p>
	追加	<p>議会の活動原則に追加又は議長及び副議長に関する規定新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長選出時の所信表明を本会議で実施。(開かれた議会)
	追加	<p>議会決定事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議及び委員会において可決した附帯決議に対して事後の状況、対応等の報告を求める規定(監視機能強化)
	その他の意見	<p>一般質問時間について、答弁時間を入れず一人20分とした方が良い。(公明党)</p>